

常総市立小中学校 I C T 環境更新事業 事業者選定要領

1 趣旨

この要領は、「常総市立小中学校 I C T 環境更新事業」の優先交渉権者を選定するため、企画提案書、機能要件確認書及び見積書並びにトライアル環境及び企画提案プレゼンテーション動画（以下「企画提案書等」という。）の内容等の審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 審査の対象となる事業者

審査の対象となる事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 常総市立小中学校 I C T 環境更新事業に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）の「2. 参加資格要件について」に掲げる要件を全て満たす者
- (2) 実施要領の「4. 参加申込み及び参加資格審査について」に掲げる書類を提出期限までに全て提出した者
- (3) 見積額が、実施要領の「1. (4)」に記載の提案上限価格を上回らない提案をした者
- (4) 機能要件確認書（様式 8）における必須要件を実現できる者

3 審査の方法

- (1) 書類、トライアル環境及びプレゼンテーション動画審査

- ①審査方法（企画提案書等の内容）

企画提案書等の内容について審査する。

- ②審査項目及び配点

点数については、合計 2,500 点満点とし、審査項目及び配点は、以下のとおりとする。

審査項目	配点
○会社概要・事業実績による評価	60 点
○実施体制による評価	40 点
○基本事項・実施スケジュールによる評価	25 点

○校務支援システムの更改	600点
○資産管理ソフトウェアの構築	60点
○ゼロトラストネットワークの構築	400点
○ゼロトラストセキュリティ対策	250点
○□ケーションフリー環境の構築	80点
○データ連係基盤ダッシュボードの構築	80点
○その他環境構築	250点
○導入支援・運用支援・保守支援	500点
○その他	30点
○見積書による評価	125点

※審査結果における合格基準は、選定委員の合計得点の割合が6割以上とし、合格基準に達する者がいない場合は、本プロポーザルでの選定は行わないものとする。

3 優先交渉権者の選定

各選定委員の審査結果を集計し、点数の最も高い事業者を「優先交渉権者」として選定する。

優先交渉権者と交渉し、その協議が整った場合は、本業務に係る契約を締結する。ただし、優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点交渉権者と、次点交渉権者との協議が整わない場合は、第3位交渉権者と協議を行う。

※評価点の最も高い事業者が2者以上あるときは、「校務支援システムの更改」の点数の高い者を、優先交渉権者とする。

4 その他

参加事業者が1者の場合であっても審査を実施し、審査の結果、選定委員の合計得点の割合が6割以上の場合は、その事業者を交渉権者とし協議を行う。